

新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する主な商品の補償の取扱いについて以下のとおりご案内します。

なお、感染症法（注）における「感染症」は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症に分類されています。新型コロナウイルス感染症は政府閣議決定により2020年2月1日を施行日として感染症法（注）の「指定感染症」に指定されました。

（注）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

下表のうち、一部の商品について改定を実施しています。改定内容の詳細は、＜新型コロナウイルス感染症に関する補償の拡大について＞の「傷害保険の改定内容」および「火災・新種保険の改定内容」をご確認ください。（下表の内容は、上記商品改定の内容を反映したものです。）

1. 保険金のお支払い対象となる主な商品

（1）個人向け商品

① 疾病を補償する保険

商品	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
団体総合生活補償保険	疾病補償特約等の疾病を補償する特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
学生・こども総合保険		
所得補償保険	普通保険約款	新型コロナウイルス感染症により就業不能（就業障害）となった場合に、保険金のお支払い対象となります。
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	普通保険約款	
団体総合生活補償保険	所得補償特約	

② 海外旅行保険・eとらべる海外旅行保険 等

商品（注1）	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
海外旅行保険 eとらべる海外旅行保険 海外旅行傷害保険	疾病死亡保険金支払特約	新型コロナウイルス感染症により旅行期間中に死亡した場合や、旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合に、保険金のお支払い対象となります。
	治療・救援費用補償特約	旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により、旅行期間終了後30日以内に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。
海外旅行保険 海外旅行傷害保険	疾病治療費用補償特約	以下に該当し、旅行を中止された場合に保険金のお支払い対象となります。 ア. 渡航先（訪れるまたは経由する予定のものを含みます。）に対する日本国政府、在外公館による退避勧告（外務省海外危険情報の「レベル4」）または渡航中止勧告（外務省海外危険情報の「レベル3」）が発出された場合（注2） イ. 記名被保険者等に対して、官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離（以下、出入国規制等といいます）が発出された場合 等
	旅行変更費用補償特約	

商品（注1）	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
学校旅行総合保険	普通保険約款 （疾病治療費用保険金、 疾病死亡保険金、弔慰費 用保険金）	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病治療費用保険金 旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により、旅行期間終了後 14 日以内に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。 ・疾病死亡保険金 新型コロナウイルス感染症により旅行期間中に死亡した場合や、旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により旅行期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合に、保険金のお支払い対象となります。 ・弔意費用保険金（学校旅行総合保険のみ） 疾病死亡保険金を支払う場合に該当し、旅行参加者の法定相続人に弔慰金を支払った場合に、保険金のお支払い対象となります。
海外旅行傷害保険	クレジットカード用海外 旅行傷害保険特約（疾病 治療費用保険金、疾病死 亡保険金）（注3）	
	外国人研修生特約（疾病 死亡保険金、疾病治療費 用保険金）（注4）	海外旅行保険「疾病死亡保険金支払特約」、「疾病治療費用補償特約」と同じ

（注1）上表の商品は「感染症範囲変更（感染症法準拠）特約」「指定感染症追加補償特約」が自動セットされます。

（注2）外務省の海外安全ホームページをご参照ください。（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

（注3）上記以外の特約のセットにより、治療開始までの時間が異なることがあります。

（注4）「支払条件変更に関する特約（外国人研修生特約用）」が自動セットされます。

※海外旅行保険にセット可能な救済者費用等補償特約、事業主費用補償特約、緊急一時帰国費用補償特約、本人死亡帰国補償特約についても、疾病等所定の条件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。

③団体総合生活補償保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険

商品（注1）	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
団体総合生活補償保険 学生・子ども総合保険 タフ・ケガの保険	<ul style="list-style-type: none"> ・特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金および 通院保険金」補償特約 ・特定感染症危険「葬祭費用 保険金」等 	新型コロナウイルス感染症は、特定感染症（注2）に該当するため、保険金のお支払い対象となります。（注3）

（注1）記載のない商品名でも、「特定感染症」を冠した特約がセットされているご契約を含みます。

（注2）特定感染症とは、感染症法で定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）をいいます。（「指定感染症追加補償特約」が自動セットされます）

（注3）2020年5月12日以降始期（または中途付帯日）のご契約については、保険始期日（または中途付帯日）からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。（2020年5月11日以前始期の契約には「待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」が自動セットされます）

(2) 企業向け商品

①休業損失を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険 店舗賠償責任保険	・食中毒・特定感染症利益補償特約	新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1)
タフビズ事業活動総合保険	[2015年9月以前始期] ・休業損害補償特約(ワイド用) ・休業損害補償特約(ベーシック用)	新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1)
	[2015年10月以降2020年12月以前始期] ・普通保険約款・休業損害補償条項(エコノミープランは対象外)	新型コロナウイルス感染症による緊急費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回)(注1)(注2)(注3)
企業財産包括保険	[2015年9月以前始期] ・食中毒・特定感染症利益補償特約(企業財産包括保険・利益保険金用) ・休業損害補償特約(企業財産包括保険用)	新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1)
	[2015年10月以降2020年12月以前始期] ・食中毒・特定感染症利益補償特約(利益保険金用) ・休業損害補償特約 ※特約名称は保険始期によって異なります。	新型コロナウイルス感染症による緊急費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回)(注1)(注2)(注3)
企業費用・利益総合保険	・食中毒・特定感染症利益補償特約	
店舗休業保険	[2015年9月以前始期] ・店舗休業保険自動追加特約	新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1)
事業財産総合保険	・休業損失限定危険補償特約	新型コロナウイルス感染症による緊急費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回)(注1)(注2)(注3)
フランチャイズ・チェーン総合保険	・普通保険約款・休業損失補償条項	
タフビズ賠償総合保険	[2020年12月以前始期] ・食中毒・特定感染症利益補償特約	

(注1) 2020年2月1日(新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日)以降の事故に限ります。

(注2) 新規契約の始期日または特約等の中途セット日以降、補償の対象とならない期間(14日間)を設定します。

(注3) 対象施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあり、保健所等による消毒などの措置がなされ休業損失が生じた場合に限り、政府・自治体等からの要請・指示に基づく休業および自主休業は対象外です。

②従業員の労災を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
-----	--------------	--------------

タフビズ業務災害補償保険	労災認定身体障害追加補償特約	労災認定された場合、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払い対象となります。
労働災害総合保険	普通保険約款	
タフビズ業務災害補償保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	新型コロナウイルス感染症は、特定感染症（注1）に該当するため、保険金のお支払い対象となります（注2）。

(注1) 感染症とは、感染症法で定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）をいいます。（「指定感染症追加補償特約（業務災害補償保険用）」が自動セットされます）

(注2) 「待期期間不設定特約（業務災害補償保険用）」が自動セットされますが、本特約は継続契約や2020年5月11日以前に新たに対象特約にご加入された場合に待期期間を適用しない内容になっています。2020年5月12日以降に新たに対象特約にご加入された場合は、待期期間が適用されます。

③その他の費用損害を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
旅行事故対策費用保険	疾病危険等補償特約等の疾病を補償する特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
介護保険・社会福祉事業者総合保険	感染症見舞金補償費用補償特約	「指定感染症追加補償特約（注1）」が自動セットされることにより指定感染症が補償の対象になるため、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払い対象となります。（注2）
	緊急費用補償特約	
約定履行費用保険	感染症見舞金補償保険特約（NPO用）	

(注1) 商品により、セットされる特約名称が異なります。

(注2) 新規契約の始期日または特約等の中途セット日以降、補償の対象とならない期間（10日間）を設定します。

2. 保険金のお支払い対象とならない主な商品

(1) 個人向け商品（傷害を補償する保険）

タフ・ケガの保険（前記1.（1）③に記載の特定感染症を補償しない契約）やケガの保険S、団体総合生活補償保険（傷害を補償する特約）、国内旅行傷害保険について、新型コロナウイルス感染症は傷害に該当しないため、保険金のお支払い対象外となります。

(2) 企業向け商品

イベントの中止によって生じた損害を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
興行中止保険	興行中止保険特約	新型コロナウイルス感染症は、約款の保険金を支払わない場合に規定する指定感染症に該当するため、補償対象外となります。

以上